

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、Afterコロナ時代を見据えた新しい旅のカタチの提案と、Go Toトラベル事業開始後も苦しい状況が続く中低価格帯の宿泊施設の利用促進を図り、甚大な影響を受けている観光業全体の需要を回復することを目的に、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）及び日本国内在住者（在留外国人を含む。以下「国内在住者」）を対象とした宿泊旅行代金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（事務取扱者）

第2条 （一社）長野県観光機構（以下「機構」という。）から委託を受けた「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（事業内容）

第3条 「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業（以下「本事業」という。）は、県内在住者向けの「ディスカバー信州県民宿泊割第2弾」事業（以下「県民宿泊割」という。）及び国内在住者向けの「Go To 信州！宿泊割～信州は平日がお得～」事業（以下「GoTo信州！宿泊割」という。）の宿泊旅行代金の割引を実施するものとする。

（対象事業者）

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示している者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一会社については取りまとめて申請（申込・精算等）することとする。

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下「旅行会社」という。）であり、長野県内に営業所を有し、長野県内又は県外の宿泊販売において相応の実績を持つと認められ、予約申込時に宿泊者の居住地の確認、及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
- (2) 令和2年9月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている又は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設（以下「宿泊事業者」という。）であり、本事業を実施する令和2年10月上旬から令和3年3月までの事業実施期間を通じて、別表1に掲げる宿泊予約サイトに宿泊プランを掲載せず、全ての旅行会社から送客を受けず、本県で実施している「小さなお宿応援事業」に参画していない者であって、かつ宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示など感染防止の協力を依頼できる者。

（支援金対象経費）

第5条 支援対象経費は、県内または国内在住者が、長野県内に1泊以上する宿泊旅行代金とする。

- 2 対象事業者は、「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 3 第1項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの

- (3) 宿泊を伴う旅行の催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) 学校行事として行われる修学旅行等（※学習指導要領に定める学校行事で、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として行われる「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等に該当するもの）
 - (5) その他、長野県、機構及び事務局が不相当と認めるもの
- 4 対象事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮すること。また、「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業対象となる割引の利用に際しては、旅行者の居住地確認を行うこと。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊旅行代金が1人1泊当たり5,000円以上8,000円未満の場合1人1泊当たり1,000円
 - (2) 宿泊旅行代金が1人1泊当たり8,000円以上20,000円以下の場合1人1泊当たり2,000円
- 2 一人1旅行当たり2泊までとする。

(支援金対象者)

第7条 宿泊旅行代金の割引を行う対象者は、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示など感染防止に協力が得られる者に限る。また、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県民宿泊割の対象者は、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）とする。
- (2) Go To信州！宿泊割の対象者は、日本国内在住者（在留外国人を含む。以下「国内在住者」という。）とする。

(宿泊支援金交付対象期間)

第8条 本事業の割引対象となる期間は、令和2年10月8日（チェックイン）から令和3年3月7日（チェックアウト）までの宿泊分とする。ただし「Go To信州！宿泊割」に関しては、年末年始（12月27日～1月3日）及び金・土曜日及び祝前日の宿泊（チェックイン）を除く期間が対象となる。対象日については、別表2の通りとする。

(対象事業者登録申込)

第9条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を別に定める日までに事務局へ提出するものとする。ただし、長野県民支えあい観光産業緊急支援事業に参画している事業者については、継続できるものとし、継続参加意向の確認書(別紙)を事務局に提出することとする。

区 分	申請書類
旅行会社	<ul style="list-style-type: none"> ・「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業 対象事業者指定申込書（様式第1号の1）（新規旅行会社用） ・営業所（販売箇所）報告リスト（様式第2号）
宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業 対象事業者指定申込書（様式第1号の2）（新規宿泊事業者用）

(対象事業者の指定の通知)

第10条 機構及び事務局は、対象事業者指定申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業 対象事業者登録完了通知書（様式第3号の1：旅行会社 様式第3号の2：宿泊事業者）により対象事業者に通知する。

- 2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業 対象事業者指定登録 不採択通知書（様式第3号の3）により通知する。

(取組の中止)

第11条 支援金対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、機構及び事務局は対象事業者に対し取組の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第15条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行など、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると長野県が判断した場合
- 2 機構及び事務局は、上記の事由により対象事業者に中止を求める場合は、「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業中止通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第12条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、「信州版新たな旅のすゝめ」宿泊割事業 実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月12日までに事務局に提出することとする。ただし、精算申請専用フォームから申請をする場合には、実績報告書(様式第5号)及び実績書(様式第6号)の提出は不要とする。

- (1) 「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業実績書(様式第6号)
- (2) 「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業実績内訳シート・実績入力シート(様式第7号及び別紙)
- (3) 宿泊旅行の実績及び割引をした実績が証明できる書類(旅行会社: 宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等(任意様式))
- (4) 「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割 割引確認書(宿泊事業者)
- (5) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第13条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書(様式第8号)を令和3年3月12日(必着)までに提出することとする。ただし精算申請専用フォームからの申請をする場合には、請求書(様式第8号)の提出は不要とするが、令和3年3月12日(必着)までに手続きを完了することとする。

(支援金の支払等)

第14条 第13条の規定による支援金の請求があった場合、受託事業者が対象事業者の実績報告書及び第12条第1項から第5項に掲げる書類を照合し、請求内容を確認のうえ、事務局が適正な請求書を受領したときは、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第15条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。)

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 対象事業者は、前号の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(状況報告及び調査)

第16条 機構及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第17条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、機構は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第18条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、機構は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、機構が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第19条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、機構と事務局で協議のうえ、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

別表1

※OTA

じゃらん.net 楽天トラベル

別表2 網掛け部分が対象日（チェックイン日）

令和2 **10月**

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和2 **11月**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和2 **12月**

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和3 **1月**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和3 **2月**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

令和3 **3月**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			